

～生徒指導部から入学のみなさんへ～

生徒指導部では、「生徒の規範意識を高め、社会の一員として調和のとれた人格を形成すること」を目指し、学校生活を通して指導を行っています。

本校では、生徒一人ひとりが充実した学校生活を送るとともに、本校の教育方針にそった活動をするために、また規則等の遵守をとおして社会性を身に付け、自主的、自律的な学校生活を送るために必要な事項を下記の通り「生徒心得」として定めています。

このルールをしっかりと理解しておいてください。

「生徒心得」について

【頭髪服装について】

- (1) 定められた制服はないが、学校での服装は常に質素・清潔なものとし、華美なものは着用しない。本校生徒として品位を保つようとする。
(特に入学式及び卒業式等の儀式的行事においては、儀式にふさわしい服装・頭髪で出席すること。)
- (2) 入学後の、染髪、パーマ、奇抜な刈り方や極端な刈り方、マニキュア、タトゥーや、華美な化粧等、装身具（ピアス、ネックレス、サングラスなど）を禁止する。
- (3) 登下校時には、安全な履物を履き、ハイヒールやサンダル等は履かない。
- (4) 校舎内では指定の上履き、体育館では、指定の体育館シューズを履く。
- (5) 室内において帽子等は必ず脱ぐなど、社会人としてのマナーを身に付ける。
- (6) 実習等の授業では、指定された服を着用する。

【生活について】

- (1) いじめ・暴力・脅迫など、人の権利を傷つけるような行為は絶対に許さない。
- (2) 授業を妨害する行為や言動を禁止する。
- (3) 携帯電話（スマートフォン含む）は、授業中は電源を切って鞄にしまう。
また、休憩時間等にやむを得ず使用する場合は、周囲の迷惑にならないようマナーを守る。
- (4) 校舎は、全日制と共同使用するため、学校美化に努めるとともに、校舎・施設・その他の公共物を大切にする。誤って破損、紛失した時は、必ず担任または関係職員に申し出る。
- (5) 貴重品は自己管理をしっかりとすること。物品を紛失した場合や拾得した場合には、すぐに生徒指導部に届け出る。
- (6) 校舎、施設、器具その他の公共物を使用したい場合は、必ず事前に許可を受ける。
- (7) 校内でポスター等を掲示したい場合は、必ず生徒指導部の許可を受け、その指示に従う。
- (8) 学校敷地内では、20歳を超えた人でも飲酒・喫煙を禁止する。
- (9) 学生証を常時携帯する。
- (10) 授業だけではなく、学校行事や生徒会行事への出席も重要であり、特別な事情のない限り欠席、遅刻、早退、欠課をしない。やむを得ず欠席等をする場合には、担任または学校に連絡する。
- (11) 金銭、金券、その他金銭に関するカード類、及び自転車をはじめとする全ての交通車両の貸借は、校内外問わず一切禁止する。
- (12) 通信情報機器（スマホ等）など一般的に高価と考えられる物品等の貸借も禁止する。
- (13) 多額の金額は持ってこない。

【その他】パチンコ・スロット等、法律・条例で禁止されている場所へ立ち入らない。

二輪車(原付第一種)及び四輪車の取得等に係る規定

高等学校交通安全指導要項(令和2年7月9日改定)における運転免許の取得に係る取扱いと登下校時における二輪車(原付第一種、一般原付及び特定原付、以下原付)及び四輪車の取扱いについて本校定時制では下記のように定める。

【運転免許の取得および通学に係る規定について】

- (1)二輪車(原付)又は四輪車の運転免許を取得しようとする生徒は、自身の就労・生活の状況・通勤通学経路(三角移動)等により、年齢に達すれば取得してもよい。
- (2)原付第一種とは、一般原付(排気量50cc以下の原動機付自転車)と特定原付(モーター出力0.6kW以下で座席がありタイヤ径が10インチ以上であるもの)をさす。ただし、立ち乗り式電動キックボードによる通学は許可しない。
- (3)交通安全等の理由により、二輪車の免許の種類で、普通自動二輪車免許(小型限定)・普通自動二輪免許・大型自動二輪の免許の取得は本校定時制では許可しない。
- (4)二輪車(原付)又は四輪車の運転免許を取得した生徒で、本校定時制への車両による校内乗入れを希望する生徒は保護者等の同意のうえ、通学許可願・誓約書(様式4)に必要事項(通学経路・通学に車両を必要とする理由等)を記入し、免許証・車検証・自賠責保険証・任意保険証のコピーを添えて、生徒指導部に提出し、審議のうえ、校長の許可を得る。
- (5)校長より、二輪車(原付)又は四輪車の本校定時制への車両による乗入れを許可された生徒は、生徒指導部が発行した通学許可証(カード)(様式5)と免許証を常に携行する。
- (6)二輪車(原付)又は四輪車の運転免許を取得し校内乗入れを許可された生徒は、本校定時制または関係機関等が実施する安全運転講習会を、年度に1回以上受講しなければならない。

【登下校時における二輪車(原付)または四輪車等の取扱いについて】

- (1)二輪車(原付)又は四輪車(以下、車)の運転免許を取得した生徒、若しくは本校定時制への車両(自転車、車、原付)による乗入れを許可された生徒は、通学通勤に関わらず、いかなる時も交通法規を遵守し、安全運転を常に心掛ける。
- (2)車両で通学する場合、近隣の公共施設や商業施設等への駐輪や駐車は行わない。
- (3)車両の貸し借りはしない。

(4)車両による乗入れを許可された生徒は、車両の変更があった場合、すみやかに車両変更届け(様式6)を生徒指導部に提出する。

(5)車両の違法な改造が発覚した場合、すみやかに元の状態に戻す。

(6)車両による乗入れを許可された生徒は、本校敷地内では次のことを遵守する。また、国道一号線から正門までの区間等センター・ラインがない道も以下同じとする。

ア 通行区分は、車両(自転車・原付・車)は、道の左側を一列で通行する。歩行者は、道の右側を一列で歩行する。

イ 追抜きは、車(原付)が左側を走る原付(自転車)を追い抜くには1.5m以上確保し徐行する。車両は歩行者から1.5m以上確保し徐行する。1.5m確保できない場合は停車する。

ウ 下校する全日制生徒(歩行や自転車)や職員の車と、登校する定時制生徒(歩行・自転車・原付・車)が重なり、交通量が多い時間帯があるので特に注意(安全確認・徐行・停車)する。

【自転車運転について】

平成27年6月に道路交通法が改正され自転車運転の罰則が強化された。

一定の危険な違反行為をして2回以上摘発された自転車運転者は、公安委員会の命令を受けてから3か月以内の指定された期間内に講習を受けることになった。交通ルールを守り、安全運転に努める。

令和4年4月に道路交通法の一部が改正され、全ての年齢層の自転車利用者に対してヘルメット着用の努力義務が課された。頭部を守るためにも、普段から自転車に乗るときはヘルメットの着用に努める。

〈自転車保険の加入について〉

令和3年10月より三重県交通安全条例が改定され、自転車の保険加入が義務化された。本校では高P連(全国高等学校PTA連合会)の保険に加入しているため、加害者として自転車で事故を起した場合、相手側の損害が補償される(上限あり)。ただ大きな加害に至るケースもあるので、在学中や卒業後は必ず任意の自転車保険に加入すること。